

## 平成 27 年度名古屋市放課後児童健全育成事業者「集団指導」

A日程：平成 27 年 4 月 23 日（木）午前 10:00～

B日程：平成 27 年 4 月 24 日（金）午前 10:00～

会場（いずれも）：高齢者就業支援センター 大会議室

### 【事 項】

- 1 設備及び運営の基準について
  
- 2 留守家庭児童健全育成事業の運営助成について
  
- 3 その他
  - (1) 放課後児童クラブ運営指針について
  
  - (2) 放課後児童健全育成事業所の届出について
  
  - (3) 食糧備蓄の考え方について
  
  - (4) 事故報告について
  
- 4 質疑応答・意見交換

#### 【集団指導の目的】

- 1 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める放課後児童健全育成事業の取扱いに関する事項について周知
- 2 「留守家庭児童育成会運営助成要綱」及び「留守家庭児童育成会耐震化促進支援補助金交付要綱」に基づく事業者に対する本市からの運営助成等の請求に関する事項について周知

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

（趣旨）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第2項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第10条（第4項を除く。）及び附則第2条の規定による基準

(2) 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。  
（最低基準の目的）

第2条 法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童

福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、

社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えると

ともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又

は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

（保護者との連絡）

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。



- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

### (職員の経過措置)

第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
をここに公布する。

平成26年10月8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第60号

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第  
1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事  
業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」  
という。）の定めるところによる。この場合において、省令第5条第2項中  
「放課後児童健全育成事業者は」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、  
なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり」と、  
省令第6条第2項中「定期的に」とあるのは「少なくとも毎月1回は」と読  
み替えるものとする。

(防犯及び事故防止)

第3条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第5条 放課後児童健全育成事業者は、省令第15条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所であって、省令第9条第2項及び省令第10条第4項の規定に適合しないものについては、当分の間、これらの規定は、適用しない。

○設備及び運営の基準に関する多くある質問

※ここでは、放課後児童健全育成事業所、放課後児童クラブという法等の名称を「留守家庭児童育成会＝育成会」で統一して表記します。

通番	質問	回答	備考
1	土曜日の合同保育について	<p>国は、原則として同一敷地内の複数の育成会において、放課後児童支援員の数や児童の集団の規模等が本市の設備及び運営の基準を満たしていることを条件に、利用児童に配慮し、運営に支障が生じない体制が確保されていれば、ひとつの支援の単位として運営して差し支えない、としているところです。</p> <p>また、同一敷地外であっても、児童の移動に際し児童の安全が確保されている状況であれば、前記の条件を満たして運営されるのであればよい、としています。</p> <p>本市においては、同一敷地内及び運営規程に定める対象学区の隣接学区内において運営している育成会での合同保育にあたり、前記の国がいう条件を満たしている場合において、ひとつの支援の単位として運営して差し支えないものとします。</p> <p>なお、これらの場合においては、それぞれの育成会において、土曜日は開所しているものとしてカウントします。</p>	<p>※ 合同保育の実施を計画している場合は、必ず、育成会の運営規程の開所日及び開所時間を定めている項目の中に、土曜日の開所についての特記事項等として、その旨を記載してください。</p>
2	指導員の休憩時間も含め開所時間全てにおいて、2名以上体制（うち有資格者1名）を厳守しないといけないのか？ 「職員を2人以上配置」という部分は経過措置はないのか？	<p>事業所を開所している時間帯を通じて基準を満たす必要があります。</p> <p>なお、指導員の勤務時間によって設けられる労働基準法に基づく休憩時間については、その日に職員配置基準を満たした指導員が勤務している状態であれば、その指導員が休憩時間中であっても職員配置基準は満たされているとされています。</p> <p>また、省令附則第2条にあるとおり、県が行う研修修了については平成32年3月31日まで経過措置がありますが、2人以上配置という規定については経過措置はありません。</p>	

通番	質問	回答	備考
3	<p>父母に協力していただき、職員として配置するが、よいか。 また、運営規程や指導員名簿にはどのように記載すればよいか。</p>	<p>条例で定められた基準である「常時配置する2名」のうちのひとりとして父母が配置されることは可能です。なお、この場合は当然、有給もしくは無給（ボランティア的なものを含む）のいずれであっても、「責任ある立場」で児童の指導を行うこととなります。 このため、指導員名簿にはすべて記載していただくこととなります。 あわせて、運営規程についても、その人数が記載されることとなります。</p>	<p>運営規程（規定例） 放課後児童支援員 2名、 （常勤職員1名、非常勤職員1名）  補助員 2名 （常勤職員1名、非常勤職員1名 なお、必要に応じ非常勤職員（ボランティア含む）の数は増減することがある。）</p>
4	<p>登録児童であるが、前月の育成会への出席日数が0日だった場合、どうなるのか。</p>	<p>これまでも、前月の出席日数が0日の児童がいた場合は、当月の助成金の算定数から除算していました。この考え方に変更はありませんので、この場合は、当該児童を除いて算定した児童の数の区分による助成金となります。</p>	
5	<p>登録児童は10人以上いるが、児童の数を算定すると、10人を下回る。助成金はでるのか。</p>	<p>登録児童が、10人以上いる場合は、本市の留守家庭児童育成会運営助成要綱に定める登録要件を満たしていますので、助成金は交付されます。 なお、助成金の額は、今回新たに国が設定した、離島・山村を視野に入れた小規模の区分「児童の数」1人から9人のそれぞれ該当する区分を適用します。</p>	<p>※ 登録児童が、10人の場合にあって、前月の出席が0日の児童が一人以上いた場合は、当月の助成金は交付されません。あわせて、前月末日をもって、育成会の廃止届を提出いただくこととなります。（従前どおりで変更ありません。）</p>

新	旧
<p><b>留守家庭児童育成会運営助成要綱</b></p>	<p><b>留守家庭児童育成会運営助成要綱</b></p>
<p>(通則)</p> <p>第1 留守家庭児童育成会に対し交付する運営助成金(以下「助成金」という。)の交付については、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2 この要綱は、留守家庭児童の健全な育成を図るため、助成金に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3 この要綱において「留守家庭児童」とは、市内に住所を有するものであって、次に掲げる要件を備えていると認められたものをいう。</p> <p>(1) 市内の小学校の第1学年から第6学年までに在学する児童及び特別支援学校の小学部に在学する児童。</p> <p>(2) 下校後帰宅しても両親など保護者が就労等により、長期にわたり不在のため適切な監護が受けられないこと。</p> <p>(3) その者が在学する学校長の証明を受けている児童</p> <p>2 この要綱において「障害児」とは、留守家庭児童育成会を日々利用できる児童で、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳を所持する児童</p> <p>(2) 愛護手帳を所持する児童</p> <p>(3) 特別児童扶養手当の受給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む)</p> <p>(4) 医師、児童相談所又は地域療育センター等から、前各号と同等の障害を有すると認められた児童、又は発達障害を有し留守家庭児童育成会において障害に応じた援助が必要であると認められた児童</p> <p>3 この要綱において「留守家庭児童育成会」(以下「育成会」という。)とは、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う者</u>であって、地域において留守家庭児童の健全育成事業を行う社会福祉法人その他の団体(政治活動、宗教</p>	<p>(通則)</p> <p>第1 留守家庭児童育成会に対し交付する運営助成金(以下「助成金」という。)の交付については、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2 この要綱は、留守家庭児童の健全な育成を図るため、助成金に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3 この要綱において「留守家庭児童」とは、市内に住所を有するものであって、次に掲げる要件を備えていると認められたものをいう。</p> <p>(1) 市内の小学校の第1学年から第6学年までに在学する児童及び特別支援学校の小学部に在学する児童。</p> <p>(2) 下校後帰宅しても両親など保護者が就労等により、長期にわたり不在のため適切な監護が受けられないこと。</p> <p>(3) その者が在学する学校長の証明を受けている児童</p> <p>2 この要綱において「障害児」とは、留守家庭児童育成会に日々通所できる児童で、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳を所持する児童</p> <p>(2) 愛護手帳を所持する児童</p> <p>(3) 特別児童扶養手当の受給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む)</p> <p>(4) 医師、児童相談所又は地域療育センター等から、前各号と同等の障害を有すると認められた児童、又は発達障害を有し留守家庭児童育成会において障害に応じた援助が必要であると認められた児童</p> <p>3 この要綱において「留守家庭児童育成会」(以下「育成会」という。)とは、地域において留守家庭児童の健全育成事業を行う社会福祉法人その他の団体(政治活動、宗教活動及び営利事業を行う団体や名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団及び第2</p>

活動及び営利事業を行う団体や名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 2 条第 2 号に規程する暴力団員と密接な関係を有する団体を除く。）で、本市の登録を受けているものをいう。

4 この要綱において「ひとり親世帯」とは、育成会に留守家庭児童を利用させている世帯で、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯
- (2) 名古屋市ひとり親家庭手当を受けている世帯
- (3) 児童扶養手当を受けている世帯
- (4) その他市長が必要と認めた世帯

5 この要綱において、「児童の数」とは、当該年度において新規に育成会に入会申込みをしたときの留守家庭児童全員の利用を希望する日数から算定された数をいう。

6 この要綱において、「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいう。

7 この要綱において、「支援の単位」とは、育成会における支援であって、その提供が同時に一又は複数の当該育成会を利用する留守家庭児童に対して一体的に行われる集団の規模をいう。

(育成会の登録要件)

第4 運営の原則

育成会は、地域の理解と協力を得て運営されていること。

2 育成会の運営主体

育成会は、次に掲げる要件を備えた運営委員会（以下「委員会」という。）により運営されていること。

(1) 組織

- ア 運営委員（以下「委員」という。）は、5人以上であること。
- イ 委員にはその地域の児童委員が1人以上含まれていること。
- ウ その地域の児童委員、区政協力委員、PTA の役員及び子ども会育成会会長が委員の過半数を占めていること。

(2) 業務

委員会は、育成会の適正な運営を図るため次の業務を行う。

- ア 事業計画に関すること。
- イ 予算及び決算に関すること。
- ウ 指導員の委嘱解嘱に関すること。

条第 2 号に規程する暴力団員と密接な関係を有する団体を除く。）で、本市の登録を受けているものをいう。

4 この要綱において「ひとり親世帯」とは、育成会に留守家庭児童を通所させている世帯で、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯
- (2) 名古屋市ひとり親家庭手当を受けている世帯
- (3) 児童扶養手当を受けている世帯
- (4) その他市長が必要と認めた世帯

(育成会の登録要件)

第4 運営の原則

育成会は、地域の理解と協力を得て運営されていること。

2 育成会の運営主体

育成会は、次に掲げる要件を備えた運営委員会（以下「委員会」という。）により運営されていること。

(1) 組織

- ア 運営委員（以下「委員」という。）は、5人以上であること。
- イ 委員にはその地域の児童委員が1人以上含まれていること。
- ウ その地域の児童委員、区政協力委員、PTA の役員及び子ども会育成会会長が委員の過半数を占めていること。

(2) 業務

委員会は、育成会の適正な運営を図るため次の業務を行う。

- ア 事業計画に関すること。
- イ 予算及び決算に関すること。
- ウ 指導員の委嘱解嘱に関すること。

- エ 留守家庭児童の入退所に関する事。
- オ 学校等関係機関との連絡調整に関する事。
- カ その他育成会の運営に関する事。

## 3 児童数

育成会における留守家庭児童は、10人以上おおむね40人までであること。

## 4 指導日

指導日は原則として、日曜、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始を除く毎日であること。ただし、臨時の休業日を定めることができること。

## 5 指導時間

指導時間（開所時間。以下同じ。）は、1日平均3時間以上とすること。ただし、学校の長期休業期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上とすること。

## 6 指導員

- (1) 指導員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）第10条第3項に規定する放課後児童支援員とする。
- (2) 指導員は、指導時間を通じて常時2名以上配置すること。なお、そのうち1名を除き、省令第10条第2項に規定する補助員をもってこれに代えることができる。

## 7 指導室

- (1) 公共的施設又はこれに準ずる施設であって、継続して使用できること。
- (2) 面積は、26.5㎡以上であること、かつ、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の専用区画を有するものであること。
- (3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号の規定に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）」に基づく建築物であること。
- (4) 黒板、机、椅子、図書、遊具等を備えてあること。

- エ 留守家庭児童の入退所に関する事。
- オ 学校等関係機関との連絡調整に関する事。
- カ その他育成会の運営に関する事。

## 3 児童数

育成会における留守家庭児童は、10人以上おおむね40人までであること。

## 4 指導日

指導日は原則として、日曜、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始を除く毎日であること。ただし、臨時の休業日を定めることができること。

## 5 指導時間

指導時間は、1日平均3時間以上とすること。ただし、学校の長期休業期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上とすること。

## 6 指導員

- (1) 指導員は、1人以上いること。
- (2) 指導員は、児童の育成に知識と経験を有し、かつ、ボランティアとしての熱意を有する者で次のいずれかの要件を備えているものであること。
  - ア 教員又は保育士の資格を有する者。
  - イ 子ども会指導者等児童の健全育成に1年以上の経験を有する者。

## 7 指導室

- (1) 公共的施設又はこれに準ずる施設であって、継続して使用できること。
- (2) 面積は、24.75㎡以上であること。
- (3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号の規定に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）」に基づく建築物であること。
- (4) 黒板、机、椅子、図書、遊具等を備えてあること。



(5) 救急薬品を備えてあること。

(登録手続)

第5 育成会の登録を受けようとするものは、委員の構成、使用施設、留守家庭児童数等が予定された段階で、留守家庭児童育成会登録事前協議書（第1号様式。以下「事前協議書」という。）を登録を受けようとする育成会の所在地を所管区域とする社会福祉事務所の長（以下「事務所長」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

2 事務所長は前項により事前協議書が提出された場合、その所在地を所管区域とする民生委員協議会及び小学校長の意見を付して市長に提出しなければならない。

3 市長は前項により事前協議書の提出があった場合、その内容を調査し、第4に定める登録要件を備えていると認めるときは、留守家庭児童育成会登録内定通知書（第2号様式。以下「内定通知書」という。）により事務所長を経由して事前協議書を提出したものに通知するものとする。

第6 第5の規定により内定通知書を交付されたものが育成会の登録を受けようとするときは、留守家庭児童育成会登録申請書（第3号様式。以下「登録申請書」という。）を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、その内容を調査し、第4に定める要件を備えていると認めるときは育成会として登録し、その旨を当該申請をしたものに、留守家庭児童育成会登録通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請をしたものについて第4に定める要件を欠いていると認めるときは、その旨を当該申請したものに通知するものとする。

(登録事項変更届)

第7 育成会は、解散したとき又は第6に定める登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、留守家庭児童育成会解散変更届（第5号様式）を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第8 市長は、育成会が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を廃止することができる。

(1) 第4に定める登録要件を欠くにいったとき。

(5) 救急薬品を備えてあること。

(登録手続)

第5 育成会の登録を受けようとするものは、委員の構成、使用施設、留守家庭児童数等が予定された段階で、留守家庭児童育成会登録事前協議書（第1号様式。以下「事前協議書」という。）を登録を受けようとする育成会の所在地を所管区域とする社会福祉事務所の長（以下「事務所長」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

2 事務所長は前項により事前協議書が提出された場合、その所在地を所管区域とする民生委員協議会及び小学校長の意見を付して市長に提出しなければならない。

3 市長は前項により事前協議書の提出があった場合、その内容を調査し、第4に定める登録要件を備えていると認めるときは、留守家庭児童育成会登録内定通知書（第2号様式。以下「内定通知書」という。）により事務所長を経由して事前協議書を提出したものに通知するものとする。

第6 第5の規定により内定通知書を交付されたものが育成会の登録を受けようとするときは、留守家庭児童育成会登録申請書（第3号様式。以下「登録申請書」という。）を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、その内容を調査し、第4に定める要件を備えていると認めるときは育成会として登録し、その旨を当該申請をしたものに、留守家庭児童育成会登録通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請をしたものについて第4に定める要件を欠いていると認めるときは、その旨を当該申請したものに通知するものとする。

(登録事項変更届)

第7 育成会は、解散したとき又は第6に定める登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、留守家庭児童育成会解散変更届（第5号様式）を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第8 市長は、育成会が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を廃止することができる。

(1) 第4に定める登録要件を欠くにいったとき。

- (2) この要綱に定める届出を怠り、又は法第34条の8の3に規定する検査等を拒んだとき。
- (3) 市長が育成会として適当でないと認めたとき。

(助成金の額)

第9 助成金の基本額については、別表1に定める児童の数による基準額に、別表2に定める土曜開所加算額並びに長時間開所加算額の合算額とする。

- (2) この要綱に定める届出を怠り、又は調査を拒んだとき。
- (3) 市長が育成会として適当でないと認めたとき。

(助成金の額)

第9 助成金の基本額については、次に定める基準額、土曜開設加算額並びに長時間開設加算額の合算額とする。

- (1) 留守家庭児童が月の初日において19人以下である場合の基準額は、月額99,410円とする。ただし、4月については、99,490円とする。
- (2) 留守家庭児童が月の初日において20人以上35人以下である場合の基準額は、月額174,500円とする。
- (3) 留守家庭児童が月の初日において36人以上45人以下である場合の基準額は、月額280,000円とする。
- (4) 留守家庭児童が月の初日において46人以上55人以下である場合の基準額は、月額266,080円とする。ただし、4月については、266,120円とする。
- (5) 留守家庭児童が月の初日において56人以上70人以下である場合の基準額は、月額252,160円とする。ただし、4月については、252,240円とする。
- (6) 留守家庭児童が月の初日において71人以上である場合の基準額は、月額238,250円とする。
- (7) 育成会が第4 第4項に規定する指導日のうち、土曜日に開設する場合、土曜開設加算額として、月額50,160円を前各号までに規定する額に加算する。ただし、4月については、50,240円とする。
- (8) 育成会が第4 第5項に規定する月曜日から金曜日の指導時間(同項ただし書に規定する長期休業中などの指導時間を除く。)について、年を平均して指導開始から(午後1時より前から開設する育成会においては午後1時を起点とする。)6時間を超えている場合、平日長時間開設加算額を加算する。
- なお、指導時間における1時間未満の端数については、30分以下は切り捨て、31分以上は切り上げることとする。
- (9) 育成会が第4 第5項ただし書に規定する長期休業中などの指導時間について、年を平均して8時間を超えている場合、長時間開設加算額を加算する。
- なお、指導時間における1時間未満の端数については、30分以下は切り捨て、31分以上は切り上げることとする。

- 2 育成会が指導室を賃借しているときは、指導室使用料の月額 $\frac{3}{2}$ に相当する額（38,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を前項に規定する額に加算する。
- 3 障害児受入推進助成は、次のとおりとする。
- (1) 育成会が、月の初日において1人以上4人以下の障害児を受け入れており、かつ、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、月額142,660円を助成する。ただし、4月については、142,740円とする。
- (2) 育成会が、月の初日において5人以上の障害児を受け入れており、かつ、前号による指導員に追加して更に、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、前号の額に加え月額142,660円を助成する。ただし、4月については、142,740円とする。
- 4 育成会がひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、ひとり親世帯の児童1人ごとの保護者負担月額の減額分の $\frac{2}{1}$ に相当する額（児童1人あたり4,000円を限度とし、円未満を切り捨てる。）の育成会における合計額を、11月に10月分まで、3月に3月分まで助成する。
- 5 留守家庭児童専用室設置要綱第1に規定する留守家庭児童専用室（以下「専用室」という。）を使用している育成会において、当該年度中または翌年度に障害児の受入を予定しており、そのために必要な改修を当該専用室に対して実施した場合、改修に要した経費の $\frac{2}{1}$ に相当する額（125,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を専用室障害児受入促進助成として助成する。
- 6 育成会が、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額（1か所あたり1,539,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を放課後児童支援員等処遇改善等事業助成として助成する。
- 7 育成会が、当該育成会を利用する児童の安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を実施した場合、送迎に要した額（1か所あたり435,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を送迎支援助成として助成する。
- 8 育成会が、新たに指導室として民家等を賃借し開設する場合にあって、その民家等の改修及び設備の整備ならびに備品の購入もしくは当該民家等の賃借料であって開設前月分等の開設準備に要した額（7,600,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を設置促進事業助成として助成する。

- 2 育成会が指導室を賃借しているときは、指導室使用料の月額 $\frac{3}{2}$ に相当する額（38,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を前項の第1号から第6号までに規定する額に加算する。
- 3 育成会が、月の初日において1人以上の障害児を受け入れており、かつ、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、障害児受入推進助成として月額134,000円を助成する。
- 4 育成会がひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、ひとり親世帯の児童1人ごとの保護者負担月額の減額分の $\frac{2}{1}$ に相当する額（児童1人あたり3,000円を限度とし、円未満を切り捨てる。）の育成会における合計額を、11月に10月分まで、3月に3月分まで助成する。
- 5 留守家庭児童専用室設置要綱第1に規定する留守家庭児童専用室（以下「専用室」という。）を使用している育成会において、当該年度中または翌年度に障害児の受入を予定しており、そのために必要な改修を当該専用室に対して実施した場合、改修に要した経費の $\frac{2}{1}$ に相当する額（125,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を専用室障害児受入促進助成として助成する。

(助成金の使途)

第10 助成金は、この要綱及び省令、基準条例、「放課後児童クラブ運営指針について」(平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づいて留守家庭児童の健全な育成を図るための経費にあてなければならない。

(交付基準)

第11 助成金は月を単位として交付する。ただし第9 第4項から第8項までに規定する助成金についてはこの限りでない。

- 2 育成会が月の途中で登録を受けたときは、登録を受けた日の属する月の翌月から助成金を交付する。
- 3 育成会が、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が発生した日の属する月分まで助成金を交付するものとし、当該月の翌月分以降の助成金は交付しない。
  - (1) 第8の定めに該当し登録を廃止されたとき。
  - (2) 育成会が助成金を受けることを辞退したとき。

(申請手続等)

第12 育成会は、第9 第1項から第3項までに規定する助成金の交付を受けようとするときは、毎年4月7日(第6 第2項の規定により新たに登録を受けた育成会にあっては登録通知書を受けた日から7日以内)までに、第9 第4項に規定する助成金については当該月の7日までに、第9 第5項に規定する助成金については改修工事にかかる経費の見積を取った日から30日以内(当該年度末にあっては1月31日)までに、留守家庭児童育成会助成金交付申請書(第6号様式。以下「交付申請書」という。)を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

- 2 育成会は、第9 第2項に規定する加算を受けようとするときは、指導室使用料証明書(第7号様式)又はこれにかわるものを第9 第3項に規定する助成を受けようとするときは障害児受入推進助成認定申立書(第7号様式の2)を、第9 第4項に規定する助成を受けようとするときはひとり親家庭減免助成総括表(第7号様式の3)及びひとり親家庭保護者負担金減免申立書(第7号様式の4)を、第9 第5項に規定する助成を受けようとするときは、専用室障害児受入促進計画書(第7号様式の5)を前項の交付申請書に添付しなければならない。
- 3 年度の中途において第9 第1項から第3項までの額に変更する事由が生

(助成金の使途)

第10 助成金は、この要綱及び「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日付け雇児発第1019001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づいて留守家庭児童の健全な育成を図るための経費にあてなければならない。

(交付基準)

第11 助成金は月を単位として交付する。ただし第9 第4項及び第5項に規定する助成金についてはこの限りでない。

- 2 育成会が月の途中で登録を受けたときは、登録を受けた日の属する月の翌月から助成金を交付する。
- 3 育成会が、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が発生した日の属する月分まで助成金を交付するものとし、当該月の翌月分以降の助成金は交付しない。
  - (1) 第8の定めに該当し登録を廃止されたとき。
  - (2) 育成会が助成金を受けることを辞退したとき。

(申請手続等)

第12 育成会は、第9 第1項から第3項までに規定する助成金の交付を受けようとするときは、毎年4月7日(第6 第2項の規定により新たに登録を受けた育成会にあっては登録通知書を受けた日から7日以内)までに、第9 第4項に規定する助成金については当該月の7日までに、第9 第5項に規定する助成金については改修工事にかかる経費の見積を取った日から30日以内(当該年度末にあっては1月31日)までに、留守家庭児童育成会助成金交付申請書(第6号様式。以下「交付申請書」という。)を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

- 2 育成会は、第9 第2項に規定する加算を受けようとするときは、指導室使用料証明書(第7号様式)又はこれにかわるものを第9 第3項に規定する助成を受けようとするときは障害児受入推進助成認定申立書(第7号様式の2)を、第9 第4項に規定する助成を受けようとするときはひとり親家庭減免助成総括表(第7号様式の3)及びひとり親家庭保護者負担金減免申立書(第7号様式の4)を、第9 第5項に規定する助成を受けようとするときは、専用室障害児受入促進計画書(第7号様式の5)を前項の交付申請書に添付しなければならない。
- 3 年度の中途において第9 第1項から第3項までの額に変更する事由が生

じたときは、育成会は、留守家庭児童育成会助成金変更申請書（第6号様式。以下「変更申請書」という。）を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、助成金の交付額を決定したとき又は変更したときは、留守家庭児童育成会助成金交付変更決定通知書（第8号様式）により、又は市長が交付を不相当と決定したときは、留守家庭児童育成会助成金交付不承認決定通知書（第8号様式の2）により、それぞれ当該申請のあった育成会に通知するものとする。
- 5 前項の交付決定を受けた育成会は、事務所長を経由して市長に請求書（第8号様式の3）を提出することにより助成金を請求するものとする。ただし、第9 第5項に規定する助成金を請求する場合においては、改修工事が完了したことを証する書類及び当該経費の支払いを証する書類を添付しなければならない。
- 6 市長は、前項の請求書（第9 第5項に規定する助成金を請求する場合の添付書類を含む。）が提出されたときは、当該申請者に交付すべき内容を調査したうえ、速やかに助成金を交付するものとする。
- 7 規則第8条第1項の規定に基づく申請の取下げは、第4項の規定による通知を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、助成金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことはできないものとする。

（備付帳簿）

第13 助成金の交付を受けた育成会は、次の帳簿を備えるものとし、助成を受けた年度の終了後、5年間保存するものとする。

運営委員会会議録、指導日誌、指導員履歴カード、指導員給与支払簿、児童出席簿、児童入会に係る書類、経理帳簿、その他市長が指定する書類

- 2 社会福祉事務所及び本庁主管課は、育成会登録台帳（第9号様式）を備えるものとする。

（決定の取消し）

第14 市長は、育成会が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 執行状況が適当でないと認められたとき。

じたときは、育成会は、留守家庭児童育成会助成金変更申請書（第6号様式。以下「変更申請書」という。）を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、助成金の交付額を決定したとき又は変更したときは、留守家庭児童育成会助成金交付変更決定通知書（第8号様式）により、又は市長が交付を不相当と決定したときは、留守家庭児童育成会助成金交付不承認決定通知書（第8号様式の2）により、それぞれ当該申請のあった育成会に通知するものとする。
- 5 前項の交付決定を受けた育成会は、事務所長を経由して市長に請求書（第8号様式の3）を提出することにより助成金を請求するものとする。ただし、第9 第5項に規定する助成金を請求する場合においては、改修工事が完了したことを証する書類及び当該経費の支払いを証する書類を添付しなければならない。
- 6 市長は、前項の請求書（第9 第5項に規定する助成金を請求する場合の添付書類を含む。）が提出されたときは、当該申請者に交付すべき内容を調査したうえ、速やかに助成金を交付するものとする。
- 7 規則第8条第1項の規定に基づく申請の取下げは、第4項の規定による通知を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、助成金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことはできないものとする。

（備付帳簿）

第13 助成金の交付を受けた育成会には次の帳簿を備えるものとする。

運営委員会会議録、指導日誌、指導員履歴カード、指導員給与支払簿、児童出席簿、児童入会に係る書類、経理帳簿

- 2 社会福祉事務所及び本庁主管課は、育成会登録台帳（第9号様式）を備えるものとする。

（決定の取消し）

第14 市長は、育成会が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 執行状況が適当でないと認められたとき。

(3) 不正の手段をもって助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しがあったときは、留守家庭児童育成会助成金（取消し・一部取消し）決定通知書（第 8 号様式の 4）により、当該申請のあった育成会に通知するものとする。

3 第 1 項の規定は助成金の交付を行った後においても適用があるものとする。

(報告等)

第 15 育成会は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める期日までに事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 運営委員名簿（第 3 号様式の 2） 当該事業年度の 4 月 7 日
- (2) 指導員名簿（第 10 号様式） 当該事業年度の 4 月 7 日
- (3) 月の初日現在における在籍児童名簿（第 11 号様式） 当該月の 7 日
- (4) 児童出席簿（第 12 号様式） 翌月の 7 日
- (5) 事業計画書（第 13 号様式）及び予算書（第 14 号様式） 当該事業年度の 4 月 7 日

(6) 事業実績報告書（第 15 号様式）及び決算書（第 16 号様式）  
事業年度の翌年度 4 月 30 日（事業廃止の場合は、事業廃止後 30 日以内）

2 二以上の支援の単位を置く育成会にあっては、前項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類は、支援の単位ごとに提出するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、育成会の事業内容を調査し、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 16 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 市長が昭和 47 年 6 月 1 日以降引き続き留守家庭児童の育成を行っている  
と認める団体が、施行の日から昭和 47 年 10 月 31 日までの間に登録申請を  
しようとするときの第 4 の規定の適用については、第 4 の 3 のうち「15 人」  
とあるのは、「10 人」とし、第 4 の 7 の (2) のうち「24.75 m<sup>2</sup>」とあるの  
は、「16.5 m<sup>2</sup>」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 市長が昭和 47 年 6 月 1 日以降引き続き留守家庭児童の育成を行っている

(3) 不正の手段をもって助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しがあったときは、留守家庭児童育成会助成金（取消し・一部取消し）決定通知書（第 8 号様式の 4）により、当該申請のあった育成会に通知するものとする。

3 第 1 項の規定は助成金の交付を行った後においても適用があるものとする。

(報告等)

第 15 育成会は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める期日までに事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 運営委員名簿（第 3 号様式の 2）及び指導員名簿（第 10 号様式） 当該事業年度の 4 月 7 日
- (2) 月の初日現在における在籍児童名簿（第 11 号様式） 当該月の 7 日
- (3) 児童出席簿（第 12 号様式） 翌月の 7 日
- (4) 事業計画書（第 13 号様式）及び予算書（第 14 号様式） 当該事業年度の 4 月 7 日

(5) 事業実績報告書（第 15 号様式）及び決算書（第 16 号様式）  
事業年度の翌年度 4 月 30 日（事業廃止の場合は、事業廃止後 30 日以内）

2 市長は、必要があると認めるときは、育成会の事業内容を調査し、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 16 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 市長が昭和 47 年 6 月 1 日以降引き続き留守家庭児童の育成を行っている  
と認める団体が、施行の日から昭和 47 年 10 月 31 日までの間に登録申請を  
しようとするときの第 4 の規定の適用については、第 4 の 3 のうち「15 人」  
とあるのは、「10 人」とし、第 4 の 7 の (2) のうち「24.75 m<sup>2</sup>」とあるの  
は、「16.5 m<sup>2</sup>」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 市長が昭和 47 年 6 月 1 日以降引き続き留守家庭児童の育成を行っている

と認める団体で、登録を受けた育成会については第9の6は適用しない。

(中略)

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 市長が平成15年3月1日以降引き続いて障害児を4人以上受け入れていると認めた育成会が、施行日から平成16年3月31日まで、引き続き同一の障害児を4人以上受け入れているときの第9の8の規定の適用については、「2人以上」とあるのは「4人以上」とし、「58,000円」とあるのは「118,300円」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年8月1日から、この要綱中「名古屋市遺児手当」とあるのは「名古屋市ひとり親家庭手当」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第9の6に規定する緩和措置について、前年度より助成額が少なくなる

と認める団体で、登録を受けた育成会については第9の6は適用しない。

(中略)

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 市長が平成15年3月1日以降引き続いて障害児を4人以上受け入れていると認めた育成会が、施行日から平成16年3月31日まで、引き続き同一の障害児を4人以上受け入れているときの第9の8の規定の適用については、「2人以上」とあるのは「4人以上」とし、「58,000円」とあるのは「118,300円」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年8月1日から、この要綱中「名古屋市遺児手当」とあるのは「名古屋市ひとり親家庭手当」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第9の6に規定する緩和措置について、前年度より助成額が少なくなる

育成会とは、平成 22 年 3 月 1 日現在における第 1 学年から第 3 学年（障害児は第 6 学年）までの児童数に応じた助成額と平成 22 年 4 月以降に助成する基本額を比較するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 第 7 項に規定する緩和措置について、平成 21 年度より助成額が少なくなる育成会とは、平成 22 年 3 月 1 日から継続して本市の登録を受けている育成会であって、平成 22 年 3 月 1 日現在における第 1 学年から第 3 学年（障害児は第 6 学年）までの児童数に応じた助成額と平成 23 年 4 月以降に助成する基本額を比較するものとする。
- 3 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 第 7 項に規定する緩和措置について、平成 21 年度より助成額が少なくなる育成会とは、平成 22 年 3 月 1 日から継続して本市の登録を受けている育成会であって、平成 22 年 3 月 1 日現在における第 1 学年から第 3 学年（障害児は第 6 学年）までの児童数に応じた助成額と平成 24 年 4 月以降に助成する基本額を比較するものとする。
- 3 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、すでにこの要綱による改正前の留守家庭児童育成会運営助成要綱第 4 第 7 項の規定に基づいて現に育成会が使用している指導室については、平成 28 年 3 月 31 日までの間、従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

育成会とは、平成 22 年 3 月 1 日現在における第 1 学年から第 3 学年（障害児は第 6 学年）までの児童数に応じた助成額と平成 22 年 4 月以降に助成する基本額を比較するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 第 7 項に規定する緩和措置について、平成 21 年度より助成額が少なくなる育成会とは、平成 22 年 3 月 1 日から継続して本市の登録を受けている育成会であって、平成 22 年 3 月 1 日現在における第 1 学年から第 3 学年（障害児は第 6 学年）までの児童数に応じた助成額と平成 23 年 4 月以降に助成する基本額を比較するものとする。
- 3 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 第 7 項に規定する緩和措置について、平成 21 年度より助成額が少なくなる育成会とは、平成 22 年 3 月 1 日から継続して本市の登録を受けている育成会であって、平成 22 年 3 月 1 日現在における第 1 学年から第 3 学年（障害児は第 6 学年）までの児童数に応じた助成額と平成 24 年 4 月以降に助成する基本額を比較するものとする。
- 3 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、すでにこの要綱による改正前の留守家庭児童育成会運営助成要綱第 4 第 7 項の規定に基づいて現に育成会が使用している指導室については、平成 28 年 3 月 31 日までの間、従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。



2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

別表1

児童の数	年 額	月 額	
	基準額	4月	5～3月
1	1,479,000	123,250	123,250
2	1,505,500	125,550	125,450
3	1,532,000	127,740	127,660
4	1,558,500	129,930	129,870
5	1,585,000	132,120	132,080
6	1,611,500	134,310	134,290
7	1,638,000	136,500	136,500
8	1,664,500	138,800	138,700
9	1,691,000	140,990	140,910
10	1,717,500	143,180	143,120
11	1,744,000	145,370	145,330
12	1,770,500	147,560	147,540
13	1,797,000	149,750	149,750
14	1,823,500	152,050	151,950
15	1,850,000	154,240	154,160
16	1,876,500	156,430	156,370
17	1,903,000	158,620	158,580
18	1,929,500	160,810	160,790
19	1,956,000	163,000	163,000
20	3,290,000	274,240	274,160
21	3,316,000	276,370	276,330
22	3,342,000	278,500	278,500
23	3,368,000	280,740	280,660
24	3,394,000	282,870	282,830
25	3,420,000	285,000	285,000
26	3,446,000	287,240	287,160
27	3,472,000	289,370	289,330
28	3,498,000	291,500	291,500
29	3,524,000	293,740	293,660
30	3,550,000	295,870	295,830
31	3,576,000	298,000	298,000
32	3,602,000	300,240	300,160
33	3,628,000	302,370	302,330
34	3,654,000	304,500	304,500
35	3,680,000	306,740	306,660
36～45	3,706,000	308,870	308,830
46	3,676,000	306,370	306,330
47	3,646,000	303,870	303,830
48	3,616,000	301,370	301,330
49	3,586,000	298,870	298,830

50	3,556,000	296,370	296,330
51	3,526,000	293,870	293,830
52	3,496,000	291,370	291,330
53	3,466,000	288,870	288,830
54	3,436,000	286,370	286,330
55	3,406,000	283,870	283,830
56	3,376,000	281,370	281,330
57	3,346,000	278,870	278,830
58	3,316,000	276,370	276,330
59	3,286,000	273,870	273,830
60	3,256,000	271,370	271,330
61	3,226,000	268,870	268,830
62	3,196,000	266,370	266,330
63	3,166,000	263,870	263,830
64	3,136,000	261,370	261,330
65	3,106,000	258,870	258,830
66	3,076,000	256,370	256,330
67	3,046,000	253,870	253,830
68	3,016,000	251,370	251,330
69	2,986,000	248,870	248,830
70	2,956,000	246,370	246,330
71以上	2,917,000	243,120	243,080

別表2

区分	基準額（年額）		月 額	
			4月	5～3月
土曜開設 加 算	660,000		55,000	55,000
長時間開設 加 算	平日 1時間当たり	292,000	24,370	24,330
	長期休業中等 1時間当たり	131,000	10,990	10,910

備考 1 育成会が第4 第5項に規定する月曜日から金曜日の指導時間（同項ただし書に規定する長期休業中などの指導時間を除く。）について、年を平均して指導開始から（午後1時より前から開設する育成会においては午後1時を起点とする。）6時間を超えている場合、平日長時間開設加算額を加算する。

なお、指導時間における1時間未満の端数については、30分以下は切り捨て、31分以上は切り上げることとする。

2 育成会が第4 第5項ただし書に規定する長期休業中などの指導時間について、年を平均して8時間を超えている場合、長期休業中等長時間開設加算額を加算する。

なお、指導時間における1時間未満の端数については、30分以下は切り捨て、31分以上は切り上げることとする。

新

旧

第4号様式

第4号様式

留守家庭児童育成会登録通知書

留守家庭児童育成会登録通知書

年 月 日

年 月 日

様

様

名古屋市長



名古屋市長



年 月 日付の登録申請に基づき次のとおり留守家庭児童育

年 月 日付の登録申請に基づき次のとおり留守家庭児童育

成 会として登録しましたので通知します。

成 会として登録しましたので通知します。

1 育成会名称

1 育成会名称

2 所在地

2 所在地

3 登録年月日 年 月 日

3 登録年月日 年 月 日

（注意）

育成会が次の各号の一に該当するときは、その登録を廃止することがありますのでご承知おきください。

（注意）

育成会が次の各号の一に該当するときは、その登録を廃止することがありますのでご承知おきください。

1 第4に定める登録要件を欠くに至ったとき

1 第4に定める登録要件を欠くに至ったとき

2 この要綱に定める届出を怠り、又は法第34条の8の3に規定する検査等を拒んだとき

2 この要綱に定める届出を怠り、又は調査を拒んだとき

3 市長が育成会として適当でないと認めたとき

3 市長が育成会として適当でないと認めたとき

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

第6号様式

交付  
留守家庭児童育成会助成金 申請書  
変更

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地  
育成会名  
代表者名  
電 話

㊤

留守家庭児童育成会助成金を受けたいので、下記のとおり申請します。  
( 年 月分～ 年 月分について)

交付  
1 助成金 額 金 \_\_\_\_\_ 円  
変更

内 訳	基 本 額	月額	円	要綱第9 第1項の額
	指導室使用料加算額	月額	円	要綱第9 第2項の額
	障害児受入推進助成額	月額	円	要綱第9 第3項の額
	ひとり親家庭減免助成額		円	要綱第9 第4項の額
	専用室障害児受入促進助成額		円	要綱第9 第5項の額

2 申請基礎

- (1) 在籍児童数 年 月 日現在 人 (障害児受入 有・無)  
児童の数 \_\_\_\_\_ 人
- (2) 指導室区分 所有・借用 (使用料 無・有 \_\_\_\_\_ 円/月)
- (3) 登録年月日 年 月 日
- (4) 平日開設 指導日数 日、指導時間 : ~ :
- (5) 土曜日開設 指導日数 日、指導時間 : ~ :
- (6) 長期休業期間開設 指導日数 日、指導時間 : ~ :

3 添付書類

- (1) 在籍児童名簿 (第11号様式) 及び児童出席簿 (第12号様式)
- (2) 指導室使用料証明書 (第7号様式) 又はこれにかわるもの
- (3) 障害児受入推進助成認定申立書 (第7号様式の2)
- (4) ひとり親家庭減免助成総括表 (第7号様式の3)
- (5) ひとり親家庭保護者負担金減免申立書 (第7号様式の4)
- (6) 専用室障害児受入促進計画書 (第7号様式の5)
- (7) 変更申請の場合 先回 年 月 日付交付決定通知書の写

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

第6号様式

交付  
留守家庭児童育成会助成金 申請書  
変更

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地  
育成会名  
代表者名  
電 話

㊤

留守家庭児童育成会助成金を受けたいので、下記のとおり申請します。  
( 年 月分～ 年 月分について)

交付  
1 助成金 額 金 \_\_\_\_\_ 円  
変更

内 訳	基 本 額	月額	円	要綱第9 第1項の額
	指導室使用料加算額	月額	円	要綱第9 第2項の額
	障害児受入推進助成額	月額	円	要綱第9 第3項の額
	ひとり親家庭減免助成額		円	要綱第9 第4項の額
	専用室障害児受入促進助成額		円	要綱第9 第5項の額

2 申請基礎

- (1) 在籍児童数 年 月 日現在 人 (障害児受入 有・無)
- (2) 指導室区分 所有・借用 (使用料 無・有 \_\_\_\_\_ 円/月)
- (3) 登録年月日 年 月 日
- (4) 平日開設 指導日数 日、指導時間 : ~ :
- (5) 土曜日開設 指導日数 日、指導時間 : ~ :
- (6) 長期休業期間開設 指導日数 日、指導時間 : ~ :

3 添付書類

- (1) 在籍児童名簿 (第11号様式) 及び児童出席簿 (第12号様式)
- (2) 指導室使用料証明書 (第7号様式) 又はこれにかわるもの
- (3) 障害児受入推進助成認定申立書 (第7号様式の2)
- (4) ひとり親家庭減免助成総括表 (第7号様式の3)
- (5) ひとり親家庭保護者負担金減免申立書 (第7号様式の4)
- (6) 専用室障害児受入促進計画書 (第7号様式の5)
- (7) 変更申請の場合 先回 年 月 日付交付決定通知書の写

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

育成会名

### 在籍児童名簿

番号	氏名	学校名	学年	入会年月日	住 所	保護者名	週間利用 予定日数
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
年 月 日						合計日数	
代表者名						児童の数	㊟

注 在籍するすべての留守家庭児童を名簿に記入してください。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

育成会名

### 在籍児童名簿

番号	氏名	学校名	学年	入会年月日	住 所	保護者名	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
年 月 日						代表者名	㊟

注 在籍するすべての留守家庭児童を名簿に記入してください。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

育成会名														
年度 事業計画書														
運営委員の数		人		〔運営委員 名簿別添〕		運営委員会の開催回数		年 回						
4月1日現在 在籍児童数	児童数		1~3年		1年		4~6年		4年		人			
	〔うち障害児 人〕		〔 人〕		( 人)		人		( 人)		( 人)			
	_____人		_____人		( 人)		_____人		( 人)		( 人)			
点線以下は 「児童の数」		_____人		( 人)		_____人		( 人)		( 人)		( 人)		
施設	種別		所有借用の別				<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借用							
	所有者又は管理者氏名													
指導室の 状況	構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造		階数		<input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 階中の_階		建築年		年			
	指導室の積 面積		m <sup>2</sup>		指導室に付設する施設				施設付設又は 施設の近辺の 屋外遊園地の有無					
	点線以下は 「専用広場」 の面積を掲		_____m <sup>2</sup>		便所		手洗所		台所		その他			
	_____m <sup>2</sup>		有・無		有・無		有・無		_____		有・無			
	借用期間		年 月 日 ~ 年 月 日まで											
借用条件		家賃		月額		円		土地代		月額		円		
設備の 設置状況		品名・数量												
保護者負担額		基本額		減免がある場合（内容を下表に記入）										
				(対象)	(対象)	(対象)	(対象)	(対象)	(対象)	(対象)	(対象)			
負担月額		円		円		円		円		円		円		
内 訳	指導料		円		円		円		円		円		円	
	おやつ代		円		円		円		円		円		円	
	教材費		円		円		円		円		円		円	
	その他		円		円		円		円		円		円	
入会金		円		円		円		円		円		円		

育成会名														
年度 事業計画書														
運営委員の数		人		〔運営委員 名簿別添〕		運営委員会の開催回数		年 回						
4月1日現在 在籍児童数	児童数		1~3年		1年		4~6年		4年		人			
	〔うち障害児 人〕		〔 人〕		( 人)		人		( 人)		( 人)			
	_____人		_____人		( 人)		_____人		( 人)		( 人)			
点線以下は 「児童の数」		_____人		( 人)		_____人		( 人)		( 人)		( 人)		
施設	種別		所有借用の別				<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借用							
	所有者又は管理者氏名													
指導室の 状況	構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造		階数		<input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 階中の_階		建築年		年			
	指導室の積 面積		m <sup>2</sup>		指導室に付設する施設				施設付設又は 施設の近辺の 屋外遊園地の有無					
	点線以下は 「専用広場」 の面積を掲		_____m <sup>2</sup>		便所		手洗所		台所		その他			
	_____m <sup>2</sup>		有・無		有・無		有・無		_____		有・無			
	借用期間		年 月 日 ~ 年 月 日まで											
借用条件		家賃		月額		円		土地代		月額		円		
設備の 設置状況		品名・数量												
保護者負担額		基本額		減免がある場合（内容を下表に記入）										
				(対象)	(対象)	(対象)	(対象)	(対象)	(対象)	(対象)	(対象)			
負担月額		円		円		円		円		円		円		
内 訳	指導料		円		円		円		円		円		円	
	おやつ代		円		円		円		円		円		円	
	教材費		円		円		円		円		円		円	
	その他		円		円		円		円		円		円	
入会金		円		円		円		円		円		円		

(裏面)									
指導員名簿 (第10号様式)の番号	氏名	区分	勤務時間				給与		
			平日	土曜日	学校休業日	一週間平均	基本給(月額)	特別手当(年間)	
		常勤・非常勤	～	～	～	時間分	円	か月分 円	
		常勤・非常勤	～	～	～	時間分	円	か月分 円	
		常勤・非常勤	～	～	～	時間分	円	か月分 円	
		常勤・非常勤	～	～	～	時間分	円	か月分 円	
		常勤・非常勤	～	～	～	時間分	円	か月分 円	
指導時間		平日	時分～時分		指導日数	年間日			
		土曜日	時分～時分			年間日			
学校の長期休業期間		時分～時分		年間日					
指導内容		平日	土曜日	学校の長期休業期間					
時分	内容	時分	内容	時分	内容				
園の放課後児童クラブ運営指針を踏まえた対応					<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない				
個別のマニュアルの策定状況等	①事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応マニュアル				<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない				
	②感染症や食中毒等の対応策				<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない				
	③地震防災応急計画				<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない				
	④児童の来所・帰宅時安全点検リスト				<input type="checkbox"/> 点検済 <input type="checkbox"/> 点検していない				
年月日		所在地 育成会名 代表者名		㊟					

注 該当する□の中にレ印をつけ、必要事項については記入してください。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

(裏面)									
指導員名簿 (第10号様式)の番号	氏名	区分	勤務時間				給与		
			平日	土曜日	学校休業日	一週間平均	基本給(月額)	特別手当(年間)	
		常勤・非常勤	～	～	～	時間分	円	か月分 円	
		常勤・非常勤	～	～	～	時間分	円	か月分 円	
		常勤・非常勤	～	～	～	時間分	円	か月分 円	
		常勤・非常勤	～	～	～	時間分	円	か月分 円	
		常勤・非常勤	～	～	～	時間分	円	か月分 円	
指導時間		平日	時分～時分		指導日数	年間日			
		土曜日	時分～時分			年間日			
学校の長期休業期間		時分～時分		年間日					
指導内容		平日	土曜日	学校の長期休業期間					
時分	内容	時分	内容	時分	内容				
園の放課後児童クラブガイドラインのうち、6以降の遵守状況					<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない				
個別のマニュアルの策定状況等	①事故やケガ発生時の対応マニュアル				<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない				
	②感染症発生時の対応策				<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない				
	③地震防災応急計画				<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない				
	④児童の来所・帰宅時安全点検リスト				<input type="checkbox"/> 点検済 <input type="checkbox"/> 点検していない				
年月日		所在地 育成会名 代表者名		㊟					

注 該当する□の中にレ印をつけ、必要事項については記入してください。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。



留守家庭児童育成会運営助成（H27年度予算-H26年度予算）比較

番号	区分	H27年度予算		H26年度予算		
		H26年度との比較				
1	基本額想定例（★）	1～9人	新規	2,532,000円～2,744,000円 (1人増ごと26,500円増加)	—	
2		10～19人	606,500 ～845,000円	↑	2,770,500円～3,009,000円 (同26,500円増加)	2,164,000円
3		20～35人	1,278,000 ～1,668,000円	↑	4,343,000円～4,733,000円 (同26,000円増加)	3,065,000円
4		36～45人	428,000円	↑	4,759,000円	4,331,000円
5		46～55人	565,000 ～295,000円	↑	4,729,000円～4,459,000円 (同30,000円減少)	4,164,000円
6		56～70人	432,000 ～12,000円	↑	4,429,000円～4,009,000円 (同30,000円減少)	3,997,000円
7		71人以上	140,000円	↑	3,970,000円	3,830,000円
8	長時間開設加算	平日	19,000円/1h 増加	↑	292,000円/1h 加算	273,000円/1h 加算
9		長期休業中等	8,000円/1h 増加	↑	131,000円/1h 加算	123,000円/1h 加算
10	障害児受入推進助成	障害児1～4人受入	104,000円	↑	1,712,000円	1,608,000円
11		障害児5人以上受入	1,816,000円	新規	3,424,000円	
12	障害児受入促進助成	変更なし	—	育成会が新たな障害児を受け入れるため、専用室に必要な改修を行った場合、その改修費用の1/2を補助（125,000円限度）		
13	放課後児童支援員等処遇改善等事業	新規	—	育成会が、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額を助成 1か所あたり 1,539,000円限度		
14	送迎支援事業	新規	—	子どもの安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を行う育成会に対し助成 1か所あたり 435,000円限度		
15	設置促進事業	新規	—	民家等を賃借して育成会をする場合の改修、設備の整備・備品購入、開設準備経費（礼金・賃借料開設前月分）等を補助 経費の3/3（7,600,000円限度）		
16	家賃補助	変更なし	—	家賃の2/3補助（月額38,000円限度）		
17	耐震化促進支援（H27年度まで）	移転経費補助	変更なし	—	新耐震基準を満たしていない民家から新耐震基準を満たした運営場所へ移転した場合は移転経費を1回に限り2/3を補助（150,000円限度）	
18		家賃補助（限度額増額）	変更なし	—	新耐震基準を満たしていない民家から基準を満たした民家へ移転した場合は家賃の3/3を補助（月額57,000円限度）	
19			変更なし	—	家主や地主の都合により、新耐震基準を満たした運営場所へ移転した際、既存の家賃より高額となった場合は通常の家賃補助額に、差額分を加算（加算後の額は月額57,000円限度）	
20	ひとり親家庭減免助成	拡充	↑	ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、減免額の1/2を補助（限度額 H26:月額3,000円/人→H27:月額4,000円/人）		

★「基本額想定例」は、平日13時～19時、土曜・長期休業中 8時～19時 の開設パターンを想定  
 ・ ☑土曜開設加算あり、平日時間加算なし、長期休業中等時間加算3時間分を加算した場合の額

たとえば、「平日 13～21時30分、土曜・長期休業中 8時～21時30分」の場合、  
 土曜開設あり、平日時間加算2時間分、長期休業中等時間加算5時間分 となり、  
 「基本額想定例」に、平日加算2時間分＋長期休業中等加算2時間分 の加算額をさらに加算

基本額（土曜開設加算あり、平日時間加算なし、長期休業中等時間加算3時間分を加算した場合の額）

区分	児童の数	年 額					月 額		
		基準額	小規模クラブ 職員複数配置	土曜開設 加算	長期休業中等時間 加算3時間分	基本額	4月	5～3月	
1人増える ごとに 26,500円UP	1	947,000	532,000	660,000	393,000	2,532,000	211,000	211,000	
	26,500	2	973,500	532,000	660,000	393,000	2,558,500	213,300	213,200
	26,500	3	1,000,000	532,000	660,000	393,000	2,585,000	215,490	215,410
	26,500	4	1,026,500	532,000	660,000	393,000	2,611,500	217,680	217,620
	26,500	5	1,053,000	532,000	660,000	393,000	2,638,000	219,870	219,830
	26,500	6	1,079,500	532,000	660,000	393,000	2,664,500	222,060	222,040
	26,500	7	1,106,000	532,000	660,000	393,000	2,691,000	224,250	224,250
	26,500	8	1,132,500	532,000	660,000	393,000	2,717,500	226,550	226,450
	26,500	9	1,159,000	532,000	660,000	393,000	2,744,000	228,740	228,660
	26,500	10	1,185,500	532,000	660,000	393,000	2,770,500	230,930	230,870
	26,500	11	1,212,000	532,000	660,000	393,000	2,797,000	233,120	233,080
	26,500	12	1,238,500	532,000	660,000	393,000	2,823,500	235,310	235,290
	26,500	13	1,265,000	532,000	660,000	393,000	2,850,000	237,500	237,500
	26,500	14	1,291,500	532,000	660,000	393,000	2,876,500	239,800	239,700
	26,500	15	1,318,000	532,000	660,000	393,000	2,903,000	241,990	241,910
	26,500	16	1,344,500	532,000	660,000	393,000	2,929,500	244,180	244,120
	26,500	17	1,371,000	532,000	660,000	393,000	2,956,000	246,370	246,330
	26,500	18	1,397,500	532,000	660,000	393,000	2,982,500	248,560	248,540
	26,500	19	1,424,000	532,000	660,000	393,000	3,009,000	250,750	250,750
ここから 1人増える ごとに 26,000円UP	20	3,290,000		660,000	393,000	4,343,000	361,990	361,910	
	26,000	21	3,316,000		660,000	393,000	4,369,000	364,120	364,080
	26,000	22	3,342,000		660,000	393,000	4,395,000	366,250	366,250
	26,000	23	3,368,000		660,000	393,000	4,421,000	368,490	368,410
	26,000	24	3,394,000		660,000	393,000	4,447,000	370,620	370,580
	26,000	25	3,420,000		660,000	393,000	4,473,000	372,750	372,750
	26,000	26	3,446,000		660,000	393,000	4,499,000	374,990	374,910
	26,000	27	3,472,000		660,000	393,000	4,525,000	377,120	377,080
	26,000	28	3,498,000		660,000	393,000	4,551,000	379,250	379,250
	26,000	29	3,524,000		660,000	393,000	4,577,000	381,490	381,410
	26,000	30	3,550,000		660,000	393,000	4,603,000	383,620	383,580
	26,000	31	3,576,000		660,000	393,000	4,629,000	385,750	385,750

基本額（土曜開設加算あり、平日時間加算なし、長期休業中等時間加算3時間分を加算した場合の額）

区分	児童の数	年 額					月 額		
		基準額	小規模クラブ 職員複数配置	土曜開設 加算	長期休業中等時間 加算3時間分	基本額	4月	5～3月	
	26,000:	32	3,602,000		660,000	393,000	4,655,000	387,990	387,910
	26,000:	33	3,628,000		660,000	393,000	4,681,000	390,120	390,080
	26,000:	34	3,654,000		660,000	393,000	4,707,000	392,250	392,250
	26,000:	35	3,680,000		660,000	393,000	4,733,000	394,490	394,410
	26,000:	36	3,706,000		660,000	393,000	4,759,000	396,620	396,580
	0:	37	3,706,000		660,000	393,000	4,759,000	396,620	396,580
	0:	38	3,706,000		660,000	393,000	4,759,000	396,620	396,580
	0:	39	3,706,000		660,000	393,000	4,759,000	396,620	396,580
	0:	40	3,706,000		660,000	393,000	4,759,000	396,620	396,580
一定額	0:	41	3,706,000		660,000	393,000	4,759,000	396,620	396,580
	0:	42	3,706,000		660,000	393,000	4,759,000	396,620	396,580
	0:	43	3,706,000		660,000	393,000	4,759,000	396,620	396,580
	0:	44	3,706,000		660,000	393,000	4,759,000	396,620	396,580
	0:	45	3,706,000		660,000	393,000	4,759,000	396,620	396,580
ここから	▲ 30,000:	46	3,676,000		660,000	393,000	4,729,000	394,120	394,080
1人増える	▲ 30,000:	47	3,646,000		660,000	393,000	4,699,000	391,620	391,580
ごとに	▲ 30,000:	48	3,616,000		660,000	393,000	4,669,000	389,120	389,080
30,000円	▲ 30,000:	49	3,586,000		660,000	393,000	4,639,000	386,620	386,580
マイナス	▲ 30,000:	50	3,556,000		660,000	393,000	4,609,000	384,120	384,080
	▲ 30,000:	51	3,526,000		660,000	393,000	4,579,000	381,620	381,580
	▲ 30,000:	52	3,496,000		660,000	393,000	4,549,000	379,120	379,080
	▲ 30,000:	53	3,466,000		660,000	393,000	4,519,000	376,620	376,580
	▲ 30,000:	54	3,436,000		660,000	393,000	4,489,000	374,120	374,080
	▲ 30,000:	55	3,406,000		660,000	393,000	4,459,000	371,620	371,580
	▲ 30,000:	56	3,376,000		660,000	393,000	4,429,000	369,120	369,080
	▲ 30,000:	57	3,346,000		660,000	393,000	4,399,000	366,620	366,580
	▲ 30,000:	58	3,316,000		660,000	393,000	4,369,000	364,120	364,080
	▲ 30,000:	59	3,286,000		660,000	393,000	4,339,000	361,620	361,580
	▲ 30,000:	60	3,256,000		660,000	393,000	4,309,000	359,120	359,080
	▲ 30,000:	61	3,226,000		660,000	393,000	4,279,000	356,620	356,580
	▲ 30,000:	62	3,196,000		660,000	393,000	4,249,000	354,120	354,080
	▲ 30,000:	63	3,166,000		660,000	393,000	4,219,000	351,620	351,580

基本額（土曜開設加算あり、平日時間加算なし、長期休業中等時間加算3時間分を加算した場合の額）

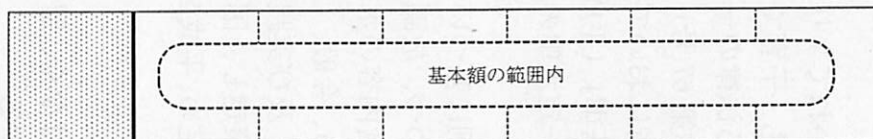
区分	児童の数	年 額					月 額		
		基準額	小規模クラブ 職員複数配置	土曜開設 加算	長期休業中等時間 加算3時間分	基本額	4月	5～3月	
	▲ 30,000	64	3,136,000		660,000	393,000	4,189,000	349,120	349,080
	▲ 30,000	65	3,106,000		660,000	393,000	4,159,000	346,620	346,580
	▲ 30,000	66	3,076,000		660,000	393,000	4,129,000	344,120	344,080
	▲ 30,000	67	3,046,000		660,000	393,000	4,099,000	341,620	341,580
	▲ 30,000	68	3,016,000		660,000	393,000	4,069,000	339,120	339,080
	▲ 30,000	69	2,986,000		660,000	393,000	4,039,000	336,620	336,580
	▲ 30,000	70	2,956,000		660,000	393,000	4,009,000	334,120	334,080
	▲ 39,000	71	2,917,000		660,000	393,000	3,970,000	330,870	330,830
		72	2,917,000		660,000	393,000	3,970,000	330,870	330,830
		73	2,917,000		660,000	393,000	3,970,000	330,870	330,830
		74	2,917,000		660,000	393,000	3,970,000	330,870	330,830
		75	2,917,000		660,000	393,000	3,970,000	330,870	330,830
		76	2,917,000		660,000	393,000	3,970,000	330,870	330,830
		77	2,917,000		660,000	393,000	3,970,000	330,870	330,830
		78	2,917,000		660,000	393,000	3,970,000	330,870	330,830
		79	2,917,000		660,000	393,000	3,970,000	330,870	330,830
		80	2,917,000		660,000	393,000	3,970,000	330,870	330,830

留守家庭児童育成会 基本額想定例

12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22  
00 30 00 30 00 30 00 30 00 30 00 30 00 30 00 30 00 30 00

例 ①

平日  
12:00  
|  
19:00



土曜・長期休業中  
8:00—19:00

起算点

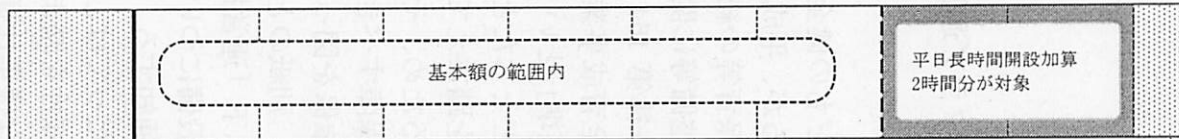
例

定員：30人
登録人数：25人
児童の数：24人

		月額(4月)	月額(5月~)
運営助成基準額	3,394,000円	282,870円	282,830円
土曜開設加算	660,000円	55,000円	55,000円
小計	4,054,000円	337,870円	337,830円
長期休業中等長時間開設加算			
11時間△8時間=3時間分	393,000円	32,970円	32,730円
	4,447,000円	370,840円	370,560円

例 ②

平日  
12:00  
|  
21:30



土曜・長期休業中  
8:00—21:30

起算点

1時間未満の端数について  
30分以下は切り捨て

例

定員：30人
登録人数：25人
児童の数：24人

		月額(4月)	月額(5月~)
運営助成基準額	3,394,000円	282,870円	282,830円
土曜開設加算	660,000円	55,000円	55,000円
小計	4,054,000円	337,870円	337,830円
平日 長時間開設加算			
2時間分	584,000円	48,740円	48,660円
長期休業中等長時間開設加算			
13時間△8時間=5時間分	655,000円	54,950円	54,550円
	4,709,000円	392,820円	392,380円



平日の長時間開設加算について、児童を受け入れる時間帯に着目して加算するため、午後1時より前から開設している場合も加算対象時間のカウントは午後1時を起算点とする。

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 「放課後児童クラブ運営指針」の策定について

子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 24 年法律第 67 号)により改正された児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づき、厚生労働省においては、平成 26 年 4 月 30 日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令基準」という。)を策定し、全国的な一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとしたところである。

平成 27 年 4 月からは、省令基準を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて放課後児童クラブが運営されることになるため、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていく必要があることから、今般、「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、別紙のとおり、事業者(運営主体)及び実践者向けの「放課後児童クラブ運営指針」(以下「運営指針」という。)を新たに策定し、国として放課後児童クラブに関する運営及び設備についてのより具体的な内容を定め、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

この新たな運営指針の策定に当たっては、

- ① 放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化する
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理する
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実する

との観点で策定したところであり、各市町村においては、本運営指針に基づき管内の放課後児童クラブが適正かつ円滑に事業運営されているかを定期的に確認し、必要な指導及び

助言を行うなど、放課後児童クラブの一定水準の質の確保及びその向上が図られるよう、御尽力いただきたい。

また、貴職におかれては、管内の市町村及び放課後児童クラブの関係者等に周知徹底を図っていただくようお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「放課後児童クラブガイドラインについて」（平成 19 年 10 月 19 日雇児発第 1019001 号）は本通知の施行に伴い廃止する。

## 放課後児童クラブ運営指針

### 1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

- 第1章 総則
  - 1. 趣旨
  - 2. 放課後児童健全育成事業の役割
  - 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- 第2章 事業の対象となる子どもの発達
  - 1. 子どもの発達と児童期
  - 2. 児童期の発達の特徴
  - 3. 児童期の発達過程と発達領域
  - 4. 児童期の遊びと発達
  - 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項
- 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容
  - 1. 育成支援の内容
  - 2. 障害のある子どもへの対応
  - 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
  - 4. 保護者との連携
  - 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務
- 第4章 放課後児童クラブの運営
  - 1. 職員体制
  - 2. 子ども集団の規模（支援の単位）
  - 3. 開所時間及び開所日
  - 4. 利用の開始等に関わる留意事項
  - 5. 運営主体
  - 6. 労働環境整備
  - 7. 適正な会計管理及び情報公開
- 第5章 学校及び地域との関係
  - 1. 学校との連携
  - 2. 保育所、幼稚園等との連携
  - 3. 地域、関係機関との連携
  - 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ
- 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策
  - 1. 施設及び設備
  - 2. 衛生管理及び安全対策
- 第7章 職場倫理及び事業内容の向上
  - 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
  - 2. 要望及び苦情への対応
  - 3. 事業内容向上への取り組み



## 2. 放課後児童クラブ運営指針

### 第1章 総則

#### 1. 趣旨

- (1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

#### 2. 放課後児童健全育成事業の役割

- (1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。
- (3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

#### 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

##### (1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

##### (2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等

の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

### (3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

### (4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

## 第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

### 1. 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化

する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

## 2. 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間と活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

## 3. 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

### (1) おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

### (2) おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに

注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。

この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

### (3) おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

## 4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

## 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育てる育成支援を行うことが求められる。

### (1) おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

- 幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。

- 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
  - 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。
- (2) おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮
- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
  - 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の特徴の理解に基づいた関わりをする。
- (3) おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮
- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達の特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
  - ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
  - 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。
- (4) 遊びと生活における関わりへの配慮
- 子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。
- 子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。
- 子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

#### 1. 育成支援の内容

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。
- (2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

- (3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。
- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
    - ・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
    - ・ 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
    - ・ 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
    - ・ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
  - ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
    - ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
    - ・ 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
    - ・ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
  - ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
    - ・ 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。
    - ・ 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
    - ・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
  - ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。
    - ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
    - ・ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
  - ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
    - ・ 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。
    - ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるよ

うにする。

- ・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
  - ・ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
  - ・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
  - ・ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
  - ・ 放課後児童クラブの子ども達が地域の子どもの達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
  - ・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・ 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
  - ・ 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
  - ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
  - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
  - ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
  - ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

- ・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
  - ・ 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
  - ・ 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

## 2. 障害のある子どもへの対応

### (1) 障害のある子どもの受入れの考え方

- 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

### (2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。



### 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

#### (1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

#### (2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

#### (3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

- 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

### 4. 保護者との連携

#### (1) 保護者との連絡

- 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

#### (2) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

#### (3) 保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

## 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

### (1) 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

### (2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・ 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
- ・ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・ おやつ発注、購入等
- ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・ 保護者との連絡調整
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・ 会計事務
- ・ その他、事業運営に関する記録

## 第4章 放課後児童クラブの運営

### 1. 職員体制

- (1) 放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの）を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。
- (2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

- (3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- (4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

## 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

## 3. 開所時間及び開所日

- (1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。
- (3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

## 4. 利用の開始等に関わる留意事項

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。
- (2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。
- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。
- (4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- (5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

## 5. 運営主体

- (1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。
  - 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
  - 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
  - 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
  - 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
  - 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
  - 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

## 6. 労働環境整備

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- (2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。
- (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあつた場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

## 7. 適正な会計管理及び情報公開

- (1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保

護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

## 第5章 学校及び地域との関係

### 1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

### 2. 保育所、幼稚園等との連携

- (1) 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- (2) 保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

### 3. 地域、関係機関との連携

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- (3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- (4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

### 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ
  - 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。
  - 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。
  - 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど

関係者間の連携を図る。

## (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。
- 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。
- 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

## 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

### 1. 施設及び設備

#### (1) 施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

#### (2) 設備、備品等

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

### 2. 衛生管理及び安全対策

#### (1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

#### (2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事件事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

### (3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

### (4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

## 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

### 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課

後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

## 2. 要望及び苦情への対応

(1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。

(2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。

(3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。

(4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

## 3. 事業内容向上への取り組み

### (1) 職員集団のあり方

○ 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。

○ 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

### (2) 研修等

○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。

○ 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。

○ 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるよ



うに、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

(3) 運営内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

第1号様式

<p>放課後児童健全育成事業開始届</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月20日</p> <p>(宛先) 名古屋市長</p> <p style="text-align: right;">住所 名古屋市中区三の丸三丁目1-1</p> <p style="text-align: right;">名称 名古屋三の丸育成会</p> <p style="text-align: right;">代表者 運営委員長 丸八 太郎 ㊟</p> <p>児童福祉法第6条の3第2項に規程する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の2第1項の規定に基づき届け出ます。</p>	
事業の内容	放課後児童クラブの運営
代表者の氏名又は法人の名称	運営委員長 丸八 太郎
代表者の住所又は法人の主たる事務所の所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1-2
職員の定数	職員数：6名 (放課後児童支援員：2名、補助員：4名)
事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地	名称 名古屋三の丸育成会
	種類 放課後児童健全育成事業
	所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1-1
建物その他設備の規模及び構造	専用区画：67.76㎡〔1人当たり：1.69㎡〕 その他：10㎡ 合計：77.76㎡ 建物の構造：軽量鉄骨造、建物の階数：1階建の1階
事業開始予定年月日	平成19年4月1日
併せて提出する書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款その他の基本約款</li> <li>2 運営規程</li> <li>3 主要職員の氏名及び経歴とその職務の内容</li> <li>4 収支予算書</li> <li>5 事業計画書</li> <li>6 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面</li> </ol>

備考 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 「留守家庭児童育成会運営委員会規程」準則

(趣 旨)

第1条 この規定は、〇〇留守家庭児童育成会運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 委員会は委員〇名をもって組織する。

(委 員)

第3条 委員は、次の各号の一に該当する者から構成する。ただし、委員にはその地域の児童委員が1名以上含まれ、かつ、次の各号に掲げるもののうち第1号から第4号までの者が委員の過半数を占めるものとする。

- (1) 児童委員
- (2) 区政協力委員
- (3) P T A 役員
- (4) 子ども会育成会会長
- (5) その他児童の育成に知識と熱意を有する者

(任 期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役 員)

第5条 委員会には、委員長、副委員長、〇〇及び〇〇を置く。

2 役員の選任は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 委員長は、委員会を招集し会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、年4回開催するものとする。ただし、委員の定数の半数以上の者から請求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第8条 委員会は、委員の定数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第9条 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(業 務)

第10条 委員会は、育成会の適正な運営を図るため次の業務を行う。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算の及び決算に関すること。
- (3) 指導員の委嘱解嘱に関すること。
- (4) 留守家庭児童の入退所に関すること。
- (5) 学校等関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他育成会に関すること。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は委員会で決める。

附 則

この規定は、平成 年 月 日から施行する。

※この規程は例示であるため、各事業所の実態に合わせ、運営規程を定めること。

＜放課後児童健全育成事業所の名称＞運営規程

(事業の目的)

「事業者」と「事業所」が同一の場合は、冒頭の「〇〇が設置する」部分は省略し、以下「事業者」で統一してください。

第1条 ＜放課後児童健全育成事業者の名称＞（以下「事業者」という。）が設置する＜放課後児童健全育成事業所の名称＞（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業における支援を行うものとする。

2 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」及び「名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第 号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ＜放課後児童健全育成事業所の名称＞
- (2) 所在地 ＜名古屋市〇〇区▲▲町一丁目×番×号＞

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 ○名（常勤職員○名、非常勤職員○名）（都道府県知事が行う研修を修了していない者 ○名 ※平成32年3月31日までの経過措置）

放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

ア 児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。

イ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

ウ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

エ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

オ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

カ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。

キ その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

- (2) 補助員 ○名（常勤職員○名、非常勤職員○名）

補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

○曜日から○曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び○月○日から○月○日までを除く。

(2) 開所時間

ア 小学校の授業日

午後○時○○分から午後○時○○分まで

イ 小学校の授業の休業日（土曜日を除く。）

午前○時○○分から午後○時○○分まで

ウ 土曜日

午前○時○○分から午後○時○○分まで

2 事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に関所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 安全指導

(2) 健康管理・衛生管理

(3) 遊びの指導

(4) 学び（学習）の機会の確保

(5) 生活指導（基本的生活習慣の習得の指導等）

(6) 保護者に対する子育て支援

(7) その他放課後等における児童の健全育成上必要な支援

(保護者が支払うべき額等)

第7条 事業所が保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

- (1) 基本額 〇〇円 (月額)
- (2) おやつ代 〇〇円 (月額)
- (3) 教材費 〇〇円 (月額)
- (4) 入会金 〇〇円 (入会時のみ)

この項目は、たとえば、表形式で規定していただくことも可能です。

2 ひとり親家庭については、前項の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

- (1) 基本額 〇〇円 (月額)
- (2) おやつ代 〇〇円 (月額)
- (3) 教材費 〇〇円 (月額)
- (4) 入会金 〇〇円 (入会時のみ)

「休会」や「退会」などの取扱等、個別の定めは、運営規程とは別に定めることも可能です。(☞第16条参照)

3 前2項に規定する保護者負担額その他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

4 保護者負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納付するものとする。口座振替によりがたい場合は、事業者の指定する方法によるものとする。

5 保護者負担額及び第3項の実費の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

#### (利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、〇名とする。

#### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、〇〇小学校区とする。

#### (事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 児童及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

- (1) 〇〇こと
- (2) 〇〇こと
- (3) 〇〇こと

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第11条 緊急時及び事故発生時における対応方法は、別に定める方法により対応するものとする。 (⇒事業者が別に定めるマニュアルを活用)
- 2 支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(苦情解決)

- 第13条 提供した支援に関する児童及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとともに、利用者・職員等に周知するものとする。
- 2 提供した支援に関し、法第34条の8の3第1項の規定により市町村長が求める報告、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び児童及びその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、その業務上知り得た児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。



- 2 職員は、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、児童の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

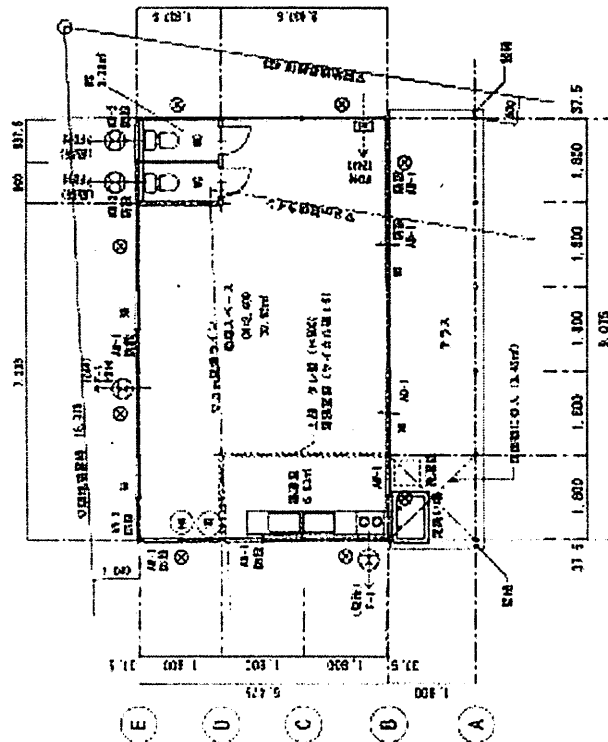
第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後○か月以内
- (2) 継続研修 年○回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の職員の代表者との協議に基づいて定めるものとする。

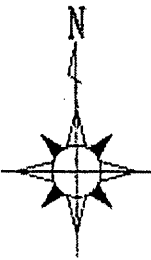
附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。



0 1 2 3 4 5

平面図 5-1-100



完成面積	1,126
建築面積	1,116
容積率	0.06
高さ	2.36

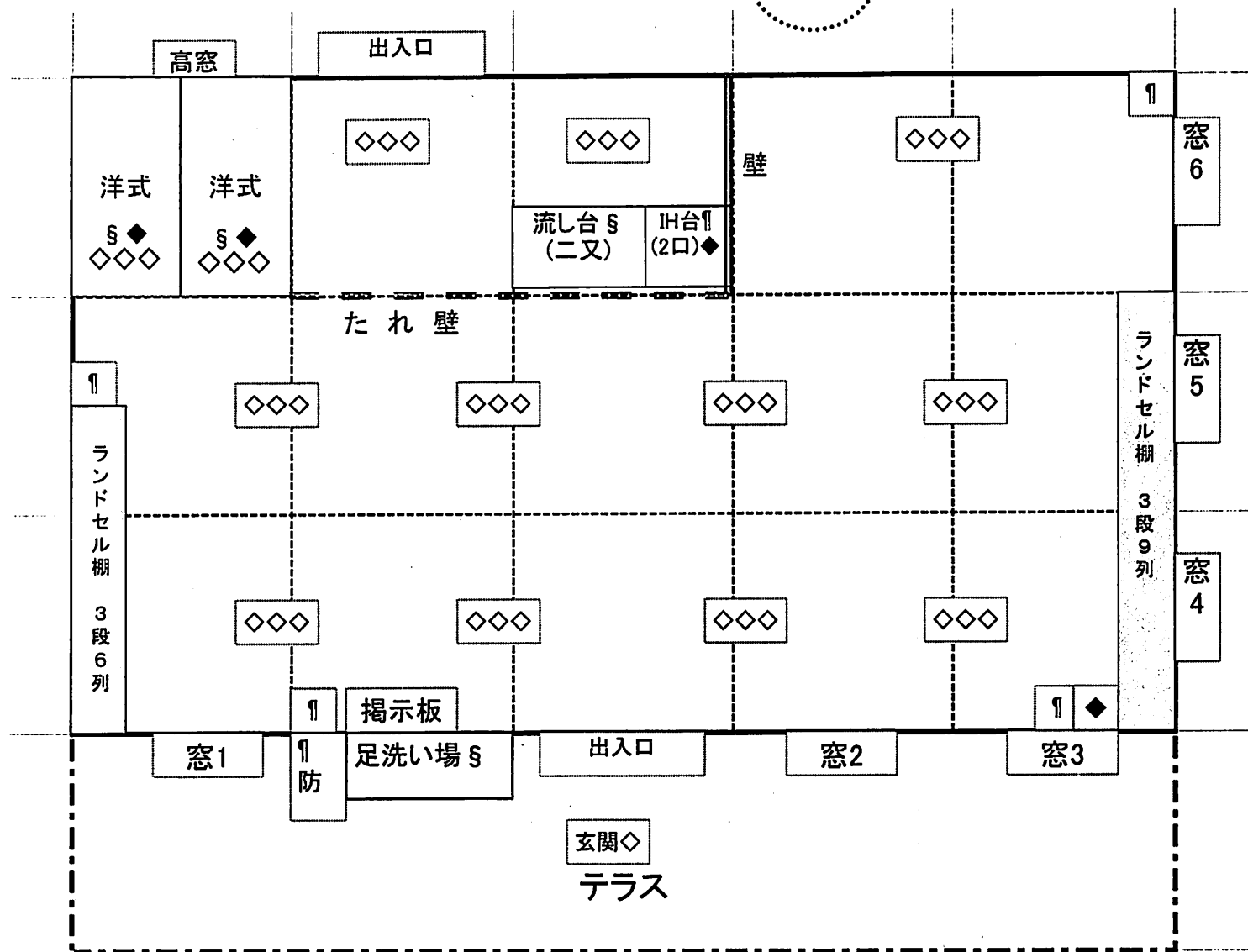
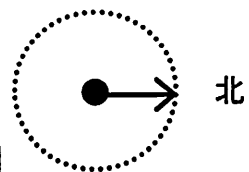
■ シックハウス建設に関する説明 (第三種住居地域建築基準法)	
建設地	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)
建設地の位置	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)
建設地の面積	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)
建設地の容積率	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)

■ 住居系	住居系(1) 住居系(2) 住居系(3) 住居系(4) 住居系(5) 住居系(6)
■ 用途	用途(1) 用途(2) 用途(3) 用途(4) 用途(5) 用途(6)
■ 構造	構造(1) 構造(2) 構造(3) 構造(4) 構造(5) 構造(6)
■ 材料	材料(1) 材料(2) 材料(3) 材料(4) 材料(5) 材料(6)

用途	面積	容積率	高さ	備考
住居系	1,126	0.06	2.36	OK
住居系	1,126	0.06	2.36	OK
住居系	1,126	0.06	2.36	OK
住居系	1,126	0.06	2.36	OK
住居系	1,126	0.06	2.36	OK
住居系	1,126	0.06	2.36	OK

■ 建設地の位置	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)
■ 建設地の面積	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)
■ 建設地の容積率	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)
■ 建設地の高さ	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)
■ 建設地の用途	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)
■ 建設地の構造	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)
■ 建設地の材料	建設地(1) 建設地(2) 建設地(3) 建設地(4) 建設地(5) 建設地(6)

留守家庭児童専用室平面図(白図)



名古屋市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(放課後児童健全育成事業の開始の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定による放課後児童健全育成事業の開始の届出は、放課後児童健全育成事業開始届(第1号様式)によって行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業の変更の届出)

第3条 法第34条の8第3項の規定による放課後児童健全育成事業の変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届(第2号様式)によって行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定による放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出は、放課後児童健全育成事業廃止・休止届(第3号様式)によって行わなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の規定に基づく届出の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

第1号様式

放課後児童健全育成事業開始届	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
住 所	
名 称	
代表者 <span style="float: right;">㊟</span>	
児童福祉法第6条の3第2項に規程する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の2第1項の規定に基づき届け出ます。	
事業の内容	
代表者の氏名又は法人の名称	
代表者の住所又は法人の主たる事務所の所在地	
職員の定数	職員数： 名 (放課後児童支援員： 名、補助員： 名)
事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地	名 称
	種 類
	所在地
建物その他設備の規模及び構造	専用区画： m <sup>2</sup> (1人当たり： m <sup>2</sup> ) その他： m <sup>2</sup> 合計： m <sup>2</sup> 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階
事業開始予定年月日	
併せて提出する書類	1 定款その他の基本約款 2 運営規程 3 主要職員の氏名及び経歴とその職務の内容 4 収支予算書 5 事業計画書 6 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

備考 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

第2号様式

放課後児童健全育成事業変更届													
年 月 日													
(宛先) 名古屋市長													
住所 名称 代表者 <span style="float: right;">㊟</span>													
年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。													
施設 の 名 称													
施設 の 所 在 地													
変更する事項 (該当する事項の番号に○)	<table border="0"> <tr> <td>1 事業の種類</td> <td>7 施設の種類</td> </tr> <tr> <td>2 経営者の氏名及び住所</td> <td>8 施設の名称</td> </tr> <tr> <td>3 定款その他の基本約款</td> <td>9 施設の所在地</td> </tr> <tr> <td>4 運営規程</td> <td>10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面</td> </tr> <tr> <td>5 職員の定数及び職務内容</td> <td>11 事業開始の予定年月日</td> </tr> <tr> <td>6 主な職員の氏名及び経歴</td> <td>12 その他 ( )</td> </tr> </table>	1 事業の種類	7 施設の種類	2 経営者の氏名及び住所	8 施設の名称	3 定款その他の基本約款	9 施設の所在地	4 運営規程	10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面	5 職員の定数及び職務内容	11 事業開始の予定年月日	6 主な職員の氏名及び経歴	12 その他 ( )
1 事業の種類	7 施設の種類												
2 経営者の氏名及び住所	8 施設の名称												
3 定款その他の基本約款	9 施設の所在地												
4 運営規程	10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面												
5 職員の定数及び職務内容	11 事業開始の予定年月日												
6 主な職員の氏名及び経歴	12 その他 ( )												
変更内容 (「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載)	変更前												
	変更後												
事業変更年月日													
併せて提出する書類													

備考 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式

放課後児童健全育成事業廃止(休止)届	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
住所 名称 代表者 <span style="float: right;">㊟</span>	
年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止(休止)するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。	
施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
代表者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の年月日	
休止予定期間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由 (具体的に)	
現に便宜を受けている児童に対する措置 (具体的に)	

備考 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 名古屋市放課後児童健全育成事業の届出の概要

- 1 根拠 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8  
児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の32の2  
名古屋市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱
- 2 対象 (1) 平成27年3月31日現在、現に放課後児童健全育成事業を実施している留守家庭児童育成会等  
(2) 平成27年4月1日現在、新たに運営委員会を設置し、放課後児童健全育成事業を実施しようとしている留守家庭児童育成会  
(3) 平成27年4月1日以降、新たに放課後児童健全育成事業を実施しようとしている者（上記(1)・(2)を除く）

### 3 開始の届出

要綱（第1号様式）放課後児童健全育成事業開始届

#### 【届出の時期】

- ・前記2(1)については、平成27年4月初めから6月末までの間に行います。  
※ 詳細は別途通知予定
- ・前記2(2)及び(3)については、事業を開始する前までに、子ども青少年局放課後事業推進室に届け出ること（法＝「あらかじめ」 ☞ おおむね1ヶ月前までとする）

#### 【届出の内容】

- ・事業の内容 ☞ 「放課後児童クラブの運営」
- ・代表者の氏名又は法人の名称  
☞ 留守家庭児童育成会については「運営委員長 氏名」、法人については「法人の名称」、その他については「代表者氏名」
- ・代表者の住所又は法人の主たる事務所の所在地  
☞ 「代表者住所」ほか法人所在地
- ・職員の定数 ☞ 運営規程に規定した職員（放課後児童支援員及び補助員）数
- ・事業の用に供する  
施設の名称 ☞ 「留守家庭児童育成会名」ほか放課後児童クラブの施設名  
種類 ☞ 「放課後児童健全育成事業」  
所在地 ☞ 「留守家庭児童育成会所在地」ほか放課後児童クラブの所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造  
☞ 専用区画の面積等

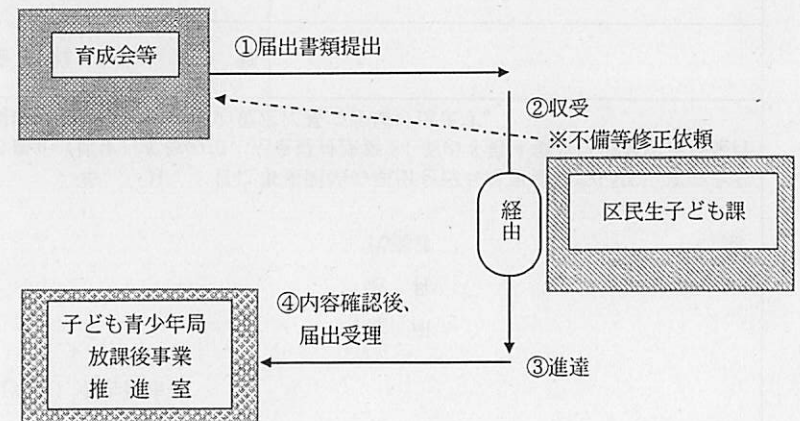
### ・事業開始予定年月日

- ☞ 前記2(1)「平成27年4月1日」
- ☞ 前記2(2)・(3)「（現に届け出る日からおおむね1ヶ月後の事業開始予定年月日）」

### ・併せて提出する書類

- 1 定款その他の基本約款 ☞ 「運営委員会規定」ほか法人定款
- 2 運営規程
- 3 主要職員の氏名及び経歴とその職務の内容  
☞ 常勤の放課後児童支援員（常勤の補助員含む）名が記載された名簿にそれぞれの経歴と担当職務内容（☞「児童の指導等」等）が記載されたもの  
※有資格及び「2名以上配置」の職員配置基準の確認のため
- 4 収支予算書
- 5 事業計画書  
※ 4及び5については、インターネットを利用し、これらの内容が閲覧できる状況にある場合は添付不要
- 6 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面  
☞ 「平面図」等（専用区画等が識別できる図面等が望ましい）

### 【事務の流れ】



4 変更の届出

要綱（第2号様式）放課後児童健全育成事業変更届

【届出の時期】

- ・変更の日から1ヶ月以内に、子ども青少年局放課後事業推進室に届け出ること

【届出の内容】

- ・開始の届出により届け出た内容（前記）に変更があった場合に提出

【事務の流れ】

- ・開始の届出に同じ

5 事業の廃止又は休止の届出

要綱（第3号様式）放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

【届出の時期】

- ・事業を廃止又は休止する前までに、子ども青少年局放課後事業推進室に届け出ること（法＝「あらかじめ」 ⇨ おおむね1ヶ月前までとする）

【届出の内容】

- ・開始の届出により届け出た内容（前記）に変更があった場合に提出

【事務の流れ】

- ・開始の届出に同じ

平成27年度届出事務スケジュール（案）

平成27年			3月			6月		
1日	水	※届出依頼（区あて）	1日	金		1日	月	
2日	木		2日	土		2日	火	
3日	金		3日	日		3日	水	
4日	土		4日	月		4日	木	
5日	日		5日	火		5日	金	
6日	月		6日	水		6日	土	
7日	火		7日	木		7日	日	
8日	水		8日	金		8日	月	
9日	木		9日	土		9日	火	
10日	金		10日	日		10日	水	届出期限（区2次）
11日	土		11日	月		11日	木	市へ連絡
12日	日		12日	火		12日	金	
13日	月		13日	水	届出期限（区1次）	13日	土	
14日	火		14日	木	市へ連絡	14日	日	
15日	水		15日	金	不備あり 修正要依頼	15日	月	
16日	木		16日	土		16日	火	
17日	金		17日	日		17日	水	
18日	土		18日	月		18日	木	
19日	日		19日	火		19日	金	
20日	月		20日	水		20日	土	
21日	火		21日	木		21日	日	
22日	水		22日	金		22日	月	
23日	木		23日	土		23日	火	
24日	金		24日	日		24日	水	
25日	土		25日	月		25日	木	
26日	日		26日	火		26日	金	
27日	月		27日	水		27日	土	
28日	火		28日	木		28日	日	
29日	水		29日	金		29日	月	
30日	木		30日	土		30日	火	届出期限（市受理期限）
31日	金		31日	日				

## 児童福祉施設等における食料及び飲料水備蓄の考え方

### 【入所施設】

- (1) 対象施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、指定障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設（通園部を除く。）、児童自立支援施設
- (2) 食 料 1人あたり1日3食として3日・9食分の食料備蓄を義務とする。
- (3) 飲料水 1人あたり1日3リットルとして3日・9リットルの飲料水備蓄を義務とする。

### 【通所施設等】

- (1) 対象施設等 保育所、児童厚生施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通園部、児童家庭支援センター、指定通所支援の事業等を行う者（指定保育所等訪問支援事業者を除く。）、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）、放課後児童健全育成事業者
- (2) 食 料 保護者が迎えに来るまで等に必要とされる1人あたり3食の食料備蓄を努力義務とする。
- (3) 飲料水 保護者が迎えに来るまで等に必要とされる1人あたり3リットルの飲料水備蓄を努力義務とする。

### 【共通】

- (1) 対象者 施設等の利用者と職員
- (2) 備蓄食料の品目 一般利用者等に対しては乾パンを原則とする。なお、乳児には粉ミルク、幼児にはクラッカーやアルファ化米、アレルギー保有者にはアレルギー対応のアルファ化米を用意することとする。
- (3) 更 新 消費期限を過ぎる前に新しい食料及び飲料水に更新するものとする。



放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成会）事故報告様式

平成 年 月 日 / 第 報

区 名			事業所名 (育成会名)				
所在地			事業開始の年月日				
運営委員長名			民設民営				
登録児童数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計
放課後児童支援員等	名		うち補助員	名			
うち放課後児童支援員	名						
実施場所	<input type="checkbox"/> 民家等・ <input type="checkbox"/> 留守家庭児童専用室・ <input type="checkbox"/> その他（ ）						
建物その他の設備 の規模及び構造	専用区画：	m <sup>2</sup>	[1人当たり：	m <sup>2</sup>	合計：	m <sup>2</sup>	
	その他：	m <sup>2</sup>	造	建物の階数：	階	建の	階
事故対応 マニュアルの状況	有・無		事故予防に関する研 修の直近の実施日	平成 年 月 日			
事故発生日時	平成 年 月 日		時 分頃				
児童の年齢・ 性別	小学 年生・ 歳 児		利用開始年月日	平成 年 月 日			
病状・死因等 (既往症)	既往症：		病院名				
発生時の体制	児童 名		放課後児童支援員等	名 (うち放課後児 童支援員 名)			
発生場所							
発見時の 児童の様子							
発生状況	時間	内 容					
		(当日来所時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。なお、第1報においては、可能な範囲で記入。)					
当該事故に 特徴的な事項							
発生後の対応 (報道発表を行う (行った)場合にはその予定(実績)を含む。)							

- ※1 第1報は水色着色部分について報告してください。
- ※2 第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
- ※3 発生状況欄は適宜広げて記載してください。
- ※4 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ※5 発生時の状況図（写真等を含む。）を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

【データベース掲載用】

事故の概要

--

※ 個人情報に配慮の上、事故の背景が見えるように概要を記載してください。

事故発生の要因分析

要因	分析	再発防止のための改善策
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)		
ハード面 (施設、設備等)		
環境面 (育成支援の状況等)		
人的面 (放課後児童支援員等の状況)		
その他		

## 名古屋市放課後児童健全育成事業者指導実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市放課後児童健全育成事業者指導及び監査実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、指導の対象となる放課後児童健全育成事業者に対する指導方法等を定めるものとする。

### (指導事項)

第2条 放課後児童健全育成事業者に対する指導事項は次のとおりとする。

- (1) 運営基準に関する事項
- (2) 運営助成の請求に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

### (実施方法)

第3条 集団指導及び実地指導の実施方法は、次のとおりとする。

#### (1) 集団指導

##### ア 指導通知

集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を定め、文書(様式第1号)により、実施日のおおむね4週間前までに放課後児童健全育成事業者に通知する。

##### イ 指導方法

運営基準に定める運営基準の取扱い、運営助成の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、集団指導に欠席した放課後児童健全育成事業者には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

#### (2) 実地指導

##### ア 指導通知

指導対象となる放課後児童健全育成事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書(様式第2号)により当該放課後児童健全育成事業者に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、この限りでない。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

##### イ 事前提出資料

事前に提出を求める書類等がある場合は、放課後児童健全育成事業者に対して実施日の1週間前までの提出を求める。

##### ウ 指導方法

別に定める項目に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

##### エ 指導結果の講評及び通知

指導終了後、当該放課後児童健全育成事業者の出席を求めて、指導結果の講評を行

い、改善を要すると認められた事項について口頭で指導する。また、指導結果については、後日文書（様式第3号及び第4号）により通知するものとする。

#### オ 改善報告書の提出

改善を要する放課後児童健全育成事業者に対して、指導結果を通知した日からおおむね1ヶ月以内に、指摘した事項に係る改善状況を記載した文書（様式第4号）を添付した改善状況報告書（様式第5号）及びその改善状況が明らかとなる資料の提出を求めるものとする。

#### （実地指導対象の選定基準）

第4条 要綱第2の4（2）ウに規定するその他特に実地指導が必要と認められる放課後児童健全育成事業者は次に掲げる事業者より選定することとする。

- （1）前年度実地指導の対象であり、指導した事項について改善が不十分であったが、再度指導を行うことにより改善の見込みが認められる放課後児童健全育成事業者
- （2）内部告発、苦情等により指導が必要と認められる放課後児童健全育成事業者

#### （指導体制）

第5条 実地指導にあたっては、要綱第2の5（1）に規定する職員により2名以上の指導班を編成する。なお、指導対象となる放課後児童健全育成事業者の規模等により、指導班の人員を増減することができる。

また、必要に応じ関係行政機関と連携を図り、合同で実施することができる。

#### （指導後の措置）

第6条 指導担当者は、実地指導終了後直ちに指導結果について検討し、問題点を明確にしたうえで上司に復命する。実地指導の結果、要綱第2の9に掲げる状況であると確認した場合は、後日、速やかに監査を行う。

#### （指摘事項に係る自主返還措置）

第7条 実地指導において、運営助成の算定又はその請求に関して不当な事実を確認したときは、当該放課後児童健全育成事業者に対し、指摘した事項に係る自主点検を指示するものとする。この場合、原則として指摘した事項が認められる月まで遡って運営助成に係る関係書類を自主点検させ、指示した日から概ね1ヶ月以内に自主点検の結果を文書（様式第6号）により報告させることとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還を指示するものとする。

- 2 当該放課後児童健全育成事業者は、前項の返還が完了したときは、文書（様式第7号）により名古屋市に返還の内容及び返還金額等について報告するものとする。

#### （その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、指導に関し必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附則

この要領は平成27年4月1日から施行する。